

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年2月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100038号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100013号

第1 結論

昭和49年*月から昭和50年3月までの請求期間及び昭和52年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年*月から昭和50年3月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで

請求期間①及び②当時はA町(現在は、B市)で両親と一緒に住んでおり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は全て父に任せていた。父から、昭和49年*月頃に加入手続を行い、保険料を納付したと聞いていたにもかかわらず、請求期間①及び②について、保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「父から、昭和49年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いていた。」旨主張している。

しかしながら、請求期間①及び②当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には、手帳記号番号が払い出されるところ、B市は、「請求期間①及び②において、請求者に手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索による調査、及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより昭和49年*月から昭和52年9月までの期間にA町において払い出された手帳記号番号を全件調査したものの、請求期間①及び②において請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間①及び②においては、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録及び請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿によると、請求者の基礎年金番号である手帳記号番号は、昭和61年4月1日を国民年金被保険者資格取得日として払い出され、同被保険者資格を取得した処理が同年5月23日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同月頃行われたと考えられ、当該加入手続時点において、請求期間①及び②の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、これを行ったとする請求者の父も既に亡くなっていることから、請求期間①及び②に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100041号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100014号

第1 結論

昭和37年*月から昭和42年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年*月から昭和42年8月まで

私が20歳になった昭和37年*月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、集金人を通じて私の請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたが、請求期間の保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和37年*月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、集金人を通じて私の請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には、手帳記号番号が払い出されること、i) A市は、「請求期間において、請求者に手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答していること、ii) 社会保険オンラインシステムによる調査、及び国民年金手帳記号番号払出簿により昭和37年*月から昭和42年8月までの期間にA市において払い出された手帳記号番号を全件調査したものの、請求期間において請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の手帳記号番号は、昭和51年7月頃にA市で払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同月頃初めて行われたと考えられ、当該加入手続時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母が、請求者の請求期間に係る保険料を請求者が主張するとおりに納付することはできなかつたと考えられる。

また、前述の加入手続時点(昭和51年7月頃)において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、A市は、「国民年金保険料の集金組織、集金人等に係る資料は保管していない。」旨回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする請求者の母も既に亡くなっていることから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。